

(翻訳文)

## 定時株主総会招集通知

ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド（以下「当社」という。）の第 42 回定時株主総会を 2025 年 12 月 4 日（木曜日）午後 1 時 00 分又はその延会された時間より、マレーシア 55100 クアラルンプール ジャラン・ブキット・ビンタン 183 の JW マリオットホテル・クアラルンプール、LL 3、マヤン・サリ・グランドボールルームにて開催いたします。当総会において審議される議案は以下のとおりです。

### 通常議案

1. 2025 年 6 月 30 日に終了した事業年度に関する財務書類及びかかる財務書類に対する取締役会及び会計監査人の報告書を総会に提出する件（注記 A を参照のこと）

2. 当社の定款第 86 条に基づき退任する以下の取締役を再任する件

(i) タン・スリ（サー）ヨー・ソック・ピン (第 1 号議案)

(ii) ダト・ヨー・ソック・キアン (第 2 号議案)

(iii) ダト・ヨー・スー・ミン (第 3 号議案)

(iv) ラジャ・ノールマ・ビンティ・ラジャ・オスマン (第 4 号議案)

3. 2025 年 6 月 30 日に終了した事業年度の非常勤取締役報酬 897,616 マレーシア・リンギットの支払を承認する件

(第 5 号議案)

4. 以下の報酬体系に基づき、2025 年 7 月 1 日から 2026 暦年中に開催される当社の次回定時株主総会までの期間について、非常勤取締役に対する報酬を毎月後払いで支払うことを承認する件

| 区分    | 報酬 (RM/年) |
|-------|-----------|
| 取締役会  | 200,000   |
| 監査委員会 | 10,000    |
| 指名委員会 | 10,000    |
| 報酬委員会 | 10,000    |

(第 6 号議案)

5. 2026 年 1 月から 2026 暦年中に開催される当社の次回定時株主総会までの期間、各非常勤取締役に対し会議出席の報酬として、会議出席の都度 1,000 マレーシア・リンギットを支払うことを承認する件

(第 7 号議案)

6. 当社の会計監査人として、HLB ラー・ラム・チューPLT を再任し、会計監査人の報酬を決定することを取締役会に授権する件

(第8号議案)

### 特別議案

以下の議案を審議し、適切と判断された場合には決議するものとします。

### 通常決議

7. 2016 年会社法第 75 条及び第 76 条に従い、株式割当承認を授権する件

2016 年会社法第 75 条及び第 76 条に従い、取締役会に対し、その完全なる裁量により適切と思われる条件及び目的により、次回の定時株主総会の閉会時までの期間、適宜当社株式を割当及び発行することを授権する。但し、発行される株式総数がその時点での当社の発行済株式総数の 10%又はブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッド（以下「ブルサ・セキュリティーズ」という。）が定めるその他の割合を超えないことを条件とする。さらに、取締役会に対し、追加発行された株式のブルサ・セキュリティーズへの上場の承認を得ることを授権する。

(第9号議案)

8. 自社株式買戻権限を更新する件

2016 年会社法に従い策定されたすべての適用される規則及び規制、ガイドライン、当社の定款、ブルサ・セキュリティーズ・メイン・マーケット上場規則（以下「上場規則」という。）に従い、関連当局の承認を得たうえで、取締役会が当社の利益にとって適切かつ得策と考える条件に基づき、取締役会が随時決定するところに従って、ブルサ・セキュリティーズを通じて当社普通株式を法で許される限り随時買い戻す及び／又は保有すること（「株式買戻案」）をここに承認する。但し、

A) 当社が株式買戻案に従って購入又は保有できる株式数の上限は、その時々においてブルサ・セキュリティーズで取引されている発行済株式総数の 10%を超えないことを条件とする。但し、当社が株式の消却、ブルサ・セキュリティーズにおける株式の売却、若しくは 2024 年 12 月 5 日に開催された定時株主総会で取得した株式買戻案に関する株主の許可に基づく自社株式の配分による株主に対する配当等により、保有する株式の一部又は全部を保有しなくなった場合、当社は（依然として保有している自社株式と合計して）その時点でブルサ・セキュリティーズで取引されている発行済株式総数の 10%を超えない範囲で株式をさらに取得することができる。

B) 株式買戻案に基づき、当社が割り当てることのできる資金の上限は、当社が自社株を購入した時点での当社の利益剰余金の金額を超えてはならない。

C) 株式買戻案に基づき当社が購入する株式は、取締役会の判断により、以下の方法で取り扱うことができる。

1. 購入した株式を消却する、並びに／又は
2. 購入した株式を株主への配当として分配するために自己株式として所有する、及び／若しくはブルサ・セキュリティーズにおいて再販売する、及び／若しくはその後消却する、並びに／又は
3. 自己株式として購入された株式の一部を留保し、残りを消却する、並びに／又は
4. 従業員持株制度のために、又はこれに基づき、株式の全部又は一部を譲渡する、並びに／又は
5. 株式の全部又は一部を取引の対価として譲渡する、並びに／又は
6. その時点で有効な適用ある法令に従った方法で株式を取引する。

当該権限は本議案の決議により有効となり、次回の定時株主総会、又は法律上、次回の定時株主総会が法律上開催されなければならない期間の終了時のいずれか早い方までとするが、当社の株主総会における通常決議により取消し又は変更された場合はこの限りではなく、当該終了日までに行われた株式購入の完了に影響を与えるものではない。

(第 10 号議案)

#### 9. オプション発行提案の件

取締役会及び／又はオプション委員会は、2020 年 12 月 1 日に開催された臨時株主総会で承認された当社従業員株式オプション制度（以下「ESOS」という。）の有効期間中随時 ESOS の下で利用可能な当社普通株式の 10%を上限とする新株引受権を当社取締役の親族であり、当社子会社の従業員である以下の者に提供し、付与する権限を有する。ただし、ESOS を管理・構成する規約及び上場規則又はブルサ・セキュリティーズ若しくはその他の関連当局が随時修正して発行する一般的なガイドラインに従って行われる可能性のある条件及び／若しくは調整が常に適用される。

(i) ヨー・ペイ・イエン

(第 11 号議案)

(ii) ヨー・ペイ・ジェン

(第 12 号議案)

(iii) ヨー・ペイ・シエン

(第 13 号議案)

(iv) デボラ・ロー・ユエン・イエン

(第 14 号議案)

ただし、次のことを条件とする。

- (i) 当社及びその対象となる子会社の取締役及び上級管理職は、自身への割当及びその関係者への割当の審議又は議論に参加しないこと。
- (ii) 当社及び／又はその適格子会社の取締役及び上級管理職に割り当てられる株式の合計が ESOS の下で利用可能な新規普通株式の 70%を超えないこと。
- (iii) 対象者が単独で、又は当該対象者と関係のある者と合わせて、当社の発行済普通株式の総数（自己株式がある場合は除く。）の 20%以上を保有している場合、当該対象者に割り当てられる株式が ESOS に基づき利用可能な新規普通株式の 10%を超えないこと。

取締役会は、ESOS の下でのオプションの行使に伴い、上記の者に対して、新規普通株式を随時割り当て、発行する権限を与えられる。

取締役会の命により

ホー・セイ・ケン

秘書役

クアラルンプールにて

日付：2025 年 10 月 31 日

注：

#### 代理人

1. 当社の総会に出席し、投票する権利を有する株主（1991年証券業（中央預託）法（「SICDA」）に定義される証券口座名義人を含む）は、定時株主総会（「AGM」）を通じて株主に代わってAGMに参加する代理人を2名まで任命することができます。

2. 複数の実質株主のために一つの口座（「オムニバス・アカウント」）において当社株式を所有する株主が、SICDAに定義される免除された証券口座名義人である場合には、所有している各オムニバス・アカウントについて当該証券口座名義人が選任できる代理人の数には制限はありません。

3. 代理人は当社の株主である必要はありません。株主が複数の代理人を任命する場合、各代理人が代表する株式の割合を指定しない限り、その任命は無効となります。

4. 代理人を選任する書面は、指名者又は書面により指名者に適式に任命された代理人により署名された書面とし、指名者が会社である場合には、会社の社印又は役員若しくは権限を与えられた代理人の署名によるものとします。

5. 代理人の選任は、以下に定める通り、ハードコピー又は電子的な方法で行うことができ、AGMの開催時間として指定された時間の48時間前、すなわち2025年12月2日（火曜日）午後1時00分までにBoardroom Share Registrars Sdn Bhd（「Boardroom」）が受領しているものとします。

##### (i) ハードコピーの様式

委任状の原本、委任状又はその他の権限（署名されたものがある場合）、又はその権限又は権能の公証人による認証済みのコピー又はオフィス・コピーは、Boardroom（11th Floor, Menara Symphony, No. 5, Jalan Prof. Khoo Kay Kim, Seksyen 13, 46200 Petaling Jaya, Selangor Darul Ehsan）に預託してください。

##### (ii) Boardroom Smart Investor Portal（「BSIP」）経由で電子的に提出

委任状は、BSIP（<https://investor.boardroomlimited.com>）を経由して、Boardroomに電子的に提出することができます。定時株主総会の手引きに記載されている手順に従ってください。

6. AGMに出席することのできる株主を決定するため、当社はブルサ・マレーシア・デポジタリー・センドリアン・バーハッドに対して、当社の定款第59条及びSICDA第34条(1)に基づき、2025年11月27日現在の総会預託者名簿を発行するよう依頼します。2025年11月27日現在の当該名簿に記載された預託者のみが、当該総会に本人として出席でき、又は、出席及び議決権行使の代理人を選任することができます。

#### 法人株主による代表者の任命

7. 正当な権限を有する代表者を任命した法人株主は、AGMの開催時間として指定された時間の前、又はAGMが延会された場合に当該延会されたAGMの開催時間として指定された時間の前までに、代表者の任命証明書の原本を、Boardroom（11th Floor, Menara Symphony, No. 5, Jalan Prof. Khoo Kay Kim, Seksyen 13, 46200 Petaling Jaya, Selangor Darul Ehsan）に預託してください。

〔訳注：日本の実質株主が議決権を行使する場合には、下記の議決権代理行使指図書及び不動化証明書を下記の受付窓口提出し、株式会社証券保管振替機構を通じて議決権を行使することになります。したがって、上記の各注1.～7.の記載は、日本の実質株主には関係いたしません。〕

## 通常議案に関する注記

### 注記A

当該議案は、2016年会社法の第340条(1)(a)の規定に基づく検討のための議案であり、監査済みの財務諸表は株主総会の正式な承認を必要としません。そのため、当該議案は株主の投票の対象になりません。

## 特別議案に関する注記

### 2016 年会社法第 75 条及び第 76 条に基づく決議

第9号議案は、2024年12月5日に開催された、第41回定時株主総会において承認された株式の割当及び発行に関する取締役会の包括的な権限（「旧マニフェスト」）の更新です。

本招集通知の日付現在、当社は、AGMの終了をもって失効する、旧マニフェストに基づく新株を発行していません。

第9号議案が承認された場合、取締役会は、時間及び費用のかかる株主総会を招集することなく、取締役会が会社の最善の利益であると判断した目的のために、その時点での当社の発行済株式総数の10%又はブルサ・セキュリティーズが定めるその他の割合を超えない金額を上限として、普通株式をいつでも割り当て、発行することができます。この権限により、当社は、将来の投資プロジェクト、運転資金及び／又は買収資金を調達するための資金調達活動（株式の発行を含むが、これに限らない。）に対して柔軟性が得られます。

### 当社の株式買戻権限更新に関する決議

第10号議案の当社株式の買戻についての詳細は、当社ホームページ (<https://www.ytl.com/meetings>) に掲載される2025年10月31日付の株主に対する説明書に記載されています。

### オプション発行提案に関する決議

2020年12月1日に開催された臨時株主総会で株主の承認を得たESOSは、2021年1月6日に実施されました。ESOSを管理・構成する規約の条項により、ヨー・ペイ・イェン、ヨー・ペイ・ジェン、ヨー・ペイ・シエン、及びデボラ・ロー・ユエン・イェン（いずれも当社の子会社の従業員）は、ESOSに参加する資格を有しています。ダト・スリ・ヨー・ソック・シオン（ヨー・ペイ・イェン及びヨー・ペイ・ジェンの父）、ダト・ヨー・ソック・カー（ヨー・ペイ・シエンの父）、及びダト・ヨー・ソック・キアン（デボラ・ロー・ユエン・イェンの義父）は、子女の権利に関して提案されたオプションの発行に利害関係があるとみなされるため、関連する取締役会において、ESOSに基づく子女の権利に関するすべての審議及び議決権行使を放棄しており、今後も放棄する予定です。また、ダト・スリ・ヨー・ソック・シオン、ダト・ヨー・ソック・カー、及びダト・ヨー・ソック・キアンは、当社に対する直接及び間接の株式保有がある場合には、関連する決議について議決権を放棄し、その関係者が関連決議について議決権を放棄することを保証しています。

〔株主に対する説明書（英文のみ）を必要とされる日本の実質株主の方は三井住友信託銀行株式会社までご請求ください。〕

# 議決権代理行使指図書

東京都中央区日本橋兜町7番1号  
株式会社証券保管振替機構 御中

私は、外国株券振替決済制度に基づき貴社に寄託されているワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド株式の実質所有者として、2025年12月4日開催の同社の定時株主総会及びその延会において付議される議案について、下記（○印で表示）のとおり議決権を行使するよう指示します。

なお、下記議案以外の事項が同総会において提出・付議された場合には、特に指図ある場合を除き貴社の最良の判断に基づいて議決権を行使してください。

記

| 議案     |                                                                 | 賛成 | 反対 |
|--------|-----------------------------------------------------------------|----|----|
| 第1号議案  | タン・スリ（サー）ヨー・ソック・ピンの再任の件                                         |    |    |
| 第2号議案  | ダト・ヨー・ソック・キアンの再任の件                                              |    |    |
| 第3号議案  | ダト・ヨー・スー・ミンの再任の件                                                |    |    |
| 第4号議案  | ラジャ・ノールマ・ビンティ・ラジャ・オスマンの再任の件                                     |    |    |
| 第5号議案  | 2025年6月30日に終了した事業年度についての非常勤取締役報酬支払の承認の件                         |    |    |
| 第6号議案  | 非常勤取締役に対する報酬支払の承認の件（期間：2025年7月1日から2026年に開催される次回定時株主総会まで）        |    |    |
| 第7号議案  | 非常勤取締役に対する会議出席についての報酬支払の承認の件（期間：2026年1月から2026年に開催される次回定時株主総会まで） |    |    |
| 第8号議案  | HLB ラー・ラム・チューPLTを当社の会計監査人に再任する件                                 |    |    |
| 第9号議案  | 株式の割当及び発行を取締役に授權する件                                             |    |    |
| 第10号議案 | 自社株式買戻権限を更新する件                                                  |    |    |
| 第11号議案 | ヨー・ペイ・イェンにオプションを発行する件                                           |    |    |
| 第12号議案 | ヨー・ペイ・ジェンにオプションを発行する件                                           |    |    |
| 第13号議案 | ヨー・ペイ・シエンにオプションを発行する件                                           |    |    |
| 第14号議案 | デボラ・ロー・ユエン・イェンにオプションを発行する件                                      |    |    |

2025年 月 日

実質株主住所 \_\_\_\_\_

実質株主氏名 \_\_\_\_\_ 実質所有株数 \_\_\_\_\_株

実質株主番号 \_\_\_\_\_

（ご注意）  
この指図書は、お取引の証券会社が発行する「不動産証明書」とともに2025年11月27日午後1時までに指図書原本を下記当受付窓口に直接ご提出ください。

（東京） 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
（大阪） 大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

なお、ご郵送の場合には、下記場所へ2025年11月27日午後1時までに指図書原本が到着するようにご送付ください。  
〒168-0063  
東京都杉並区和泉2丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 気付  
株式会社証券保管振替機構

# 不 動 化 証 明 書

\_\_\_\_\_は、\_\_\_\_\_  
(証券会社名) (実質株主の住所及び氏名)  
\_\_\_\_\_が所有のワイ・ティ  
ー・エル・コーポレーション・パーハッド株式\_\_\_\_\_株は、外国証券取引口座約  
款に基づく国内委託取引に係るものであり、

I (2025 年 11 月 27 日 (基準日) までに本証明書を発行する場合)  
2025 年 月 日現在上記の者が上記株式の実質株主であり、2025 年 11 月 27 日 (基準  
日) まで、これを不動化することを証明します。

II (2025 年 11 月 27 日 (基準日) 以降に本証明書を発行する場合)  
2025 年 11 月 27 日 (基準日) 現在上記の者が上記株式の実質株主であることを証明します。

(注：I、IIのいずれかに○をして選択すること)  
2025 年 月 日

証券会社住所\_\_\_\_\_

証券会社名\_\_\_\_\_ 印

担 当 者 \_\_\_\_\_